

南和広域医療企業団公告第 19 号

南和広域医療企業団南奈良総合医療センター等で使用する電気の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

令和 8 年 9 月 24 日

南和広域医療企業団
企業長 森川 東

第 1 競争入札に付する調達の内容

1 入札物件

南和広域医療企業団南奈良総合医療センター等で使用する電気

1 年間の総予定使用電力量 8, 045, 100kwh

2 入札物件の数量

入札説明書によります。

3 調達期間

令和 9 年 1 月の計量日～一年後の計量日の前日まで

4 調達場所

- | | |
|--------------------------|----------------------|
| ①奈良県吉野郡大淀町大字福神 8 番 1 | 南和広域医療企業団南奈良総合医療センター |
| ②奈良県吉野郡吉野町大字丹治 130 番地の 1 | 南和広域医療企業団吉野病院 |
| ③奈良県五條市野原西 5 丁目 2 番 59 号 | 南和広域医療企業団五條病院 |

5 入札方法

入札は、予め提示している予定使用電力量に基づき算出した総計金額で行います。

(燃料費調整単価及び市場価格調整単価は、入札日時点において適用される額を契約期間全てに適用すること。)

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

第 2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(7)までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができ

ます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領に基づく入札参加停止措置期間中でない者であること。
- (3) 公告日時点で、奈良県の物品購入等の契約に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者のうち、営業種目「J2電気」で登録している者であること。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (5) 過去3年間で、国（公団、公社含む）、地方公共団体、または独立行政法人と予定契約電力・予定使用電力量以上の電気供給実績が2件以上あり、かつ、供給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。なお、予定契約電力と予定使用電力量とは以下のすべての基準を満たす場合とする。
 - ア 1施設で契約電力が1,370kW以上の施設への電気供給実績
 - イ 年間の総使用電力量が8,045,100kWh以上の電気供給実績
- (6) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定により更生手続開始の申立てをしたとき又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定により再生手続開始の申立てをしたときをいう。以下同じ。）にないこと。
- (7) 直近決算期が債務超過でないこと。

第3 契約を担当する部課等の名称、所在地等

〒638-8551

奈良県吉野郡大淀町大字福神8番1（南奈良総合医療センター2階）

南和広域医療企業団 事務局 施設用度課 林

電 話 0747-54-5000（代）（内線5672）

FAX 0747-54-5020

第4 入札手続等

1 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所

- (1) 期間 令和8年9月24日（木）から令和8年10月29日（木）入札開始まで
南和広域医療企業団の休日を定める条例（以下「条例」という。）（平成28年3月南和広域医療組合条例第2号）に規定する休日を除く、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除く。）。
- (2) 場所 南和広域医療企業団 事務局 施設用度課
（吉野郡大淀町大字福神8番1 南和広域医療企業団南奈良総合医療センター2階）
南和広域医療企業団ホームページ入札情報に掲載します。
ホームページアドレス <https://nanwairyou.jp/>

2 競争入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、第2の(3)に係る資格審査とは別に、次に示す競争入札参加資格確認申請書等を企業長に提出し、競争入札の参加資格があることの確認を受けなければなりません。

なお、(1)の提出期間内に競争入札参加資格確認申請書等を提出しない者又は競争入札の参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができません。

(1) 提出期間 令和8年9月24日(木)から令和8年10月13日(火)

午前9時から午後5時まで

南和広域医療企業団の休日を定める条例(以下「条例」という。)(平成28年3月南和広域医療組合条例第2号)に規定する休日を除く、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間は除く。))。

(2) 提出場所 第3に同じ。

(3) 提出部数 各1部

(4) 提出方法 持参又は郵送により提出してください。ただし、郵便による提出の場合は、提出期間内に到着したものに限りです。

(5) 競争入札参加資格確認申請書等 記載事項は、入札説明書によります。

3 入札説明会の開催

実施しません。

4 入札の日時及び場所

(1) 日時 令和8年10月29日(木)午前10時00分

(2) 場所 奈良県吉野郡大淀町大字福神8番1

南和広域医療企業団南奈良総合医療センター1階中会議室

5 郵便による入札

入札書は、郵便で差し出すことができます。

この場合は、書留郵便としてください。

二重封筒とし、表封筒に、「南和広域医療企業団南奈良総合医療センター等で使用する電気の調達に係る入札書在中」と朱書きするとともに、中封筒に入札書及び積算根拠資料を入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、令和8年10月28日(水)午後5時までに、次に定める場所へ到着するようにしてください。

〒638-8551

奈良県吉野郡大淀町福神8番1

南和広域医療企業団 事務局 施設用度課 あて 親展

第5 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語および日本国通貨とします。

2 入札保証金

免除

3 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。

ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書き各号に該当する者（保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者、過去2年間に国又は地方公共団体と企業団が同等と認める契約を数回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者など）であるときは、免除します。なお、条文中「知事」とあるのは、「企業長」と、「県」とあるのは、「南和広域医療企業団」と読み替えるものとします。

4 入札者に要求される事項

- （1）入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。
- （2）代理人をもって入札する場合は、委任状を入札前に提出してください。
- （3）入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

5 入札の無効

次の各号のいずれか該当する入札は、無効とします。

- （1）この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札
- （2）入札書に記名押印を欠く入札
- （3）入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- （4）入札書記載の価格を加除訂正した入札
- （5）同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
- （6）入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札
- （7）その他、入札に関する条件に違反した入札

6 契約書作成の要否

要します。落札者は遅滞なく契約を締結するものとします。

7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

8 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- （1）落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき
- （2）暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- （3）落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、また第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- （4）落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- （5）（3）および（4）に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(6) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「資材等購入契約」といいます。）に当たって、その相手方が（１）から（５）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

(7) この契約に係る資材等購入契約に当たって、（１）から（５）までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（（６）に該当する場合を除きます。）において、本企業団が当該資材等購入契約の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

9 契約の解除

契約締結後、契約者について8の（１）から（７）までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本企業団に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、8の（１）、（３）、（４）及び（５）中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み換えるものとします。

10 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。